

令和2年度 施設・通所・居住系サービス 集団指導資料



令和3年3月

岡山市 保健福祉局 事業者指導課
障害事業者係

主な関係法令

【主な関係法令と省略表記一覧】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準について(平成18年障発第1206001号)	解釈通知
岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例(平成24年市条例第81号)	基準条例
岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例(平成24年市条例第82号)	基準条例(施設)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに 要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに 要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意 事項について(平成18年障発第1031001号)	留意事項通知
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A	Q&A

※上記の法令・通知等は、ホームページ等でご確認ください。

○厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

○岡山市事業者指導課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_20.html

○岡山市事業者指導課障害事業者係ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html



目 次

《ページ》

1	令和3年度 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	
	(Ⅰ) 日中活動系サービス	1
	(1) 療養介護	
	(2) 生活介護	
	(3) 短期入所	
	(Ⅱ) 施設系・居住系サービス	4
	(1) 施設入所支援	
	(2) 共同生活援助	
	(3) 自立生活援助	
	(Ⅲ) 就労系サービス	10
	(1) 就労系サービスにおける共通事項	
	(2) 就労移行支援	
	(3) 就労定着支援	
	(4) 就労継続支援A型	
	(5) 就労継続支援B型	
2	令和2年度実地指導における主な指導事項及び誤った事例	
	(Ⅰ) 運営基準に関する事	19
	(Ⅱ) 変更の届出等に関する事	26
	(Ⅲ) 報酬基準に関する事	26
	(Ⅳ) 報酬基準に関する事(減算について)	30
3	人員配置基準等の見直しについて	31
4	個別支援計画の作成について	33
5	サービス管理責任者の研修制度の改定について	34
6	障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドラインについて	34
	(参考資料)	
	● 体制等状況一覧表等(見え消し・追加)	35
	● 報酬算定構造	48
	● 就労系サービスの基本報酬改定・在宅就労について	74
	● 夜間支援等体制加算の見直しについて(共同生活援助(介護サービス包括型・外部サービス利用型)	77
	● 契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書	85
	● 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について	86
	● サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について	94
	● 相談支援専門員の研修制度の見直しについて	99
	● 障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン	101

1 令和3年度 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

(I) 日中活動系サービス

(1) 療養介護

① 対象者要件の明文化

- ・ 障害者支援施設での受け入れが困難な障害支援区分5以上の者であって、(1)高度な医療的ケアを必要とする者、(2)強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者、(3)遷延性意識障害で医療的ケアを必要とする者、(4)これらに準じる状態と市町村が認めたる者を療養介護の対象者として明文化する。

(2) 生活介護

① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対するサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、常勤の看護職員を3人以上配置し、判定スコアの各項目規定する状態のいずれかに該当する利用者を2名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設する。

《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現行]

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

- (1) 利用定員が20人以下 28単位/日
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 19単位/日
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 11単位/日
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 8単位/日
- (5) 利用定員が81人以上 6単位/日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

- (1) 利用定員が20人以下 56単位/日
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 38単位/日
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 22単位/日
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 16単位/日
- (5) 利用定員が81人以上 12単位/日

※判定スコアの項目

- ① レスピレーター管理
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上
- ⑤ 1回/時間以上の頻回の吸引=8、6回/日以上以上の頻回の吸引
- ⑥ ネブライザー6回/日以上又は継続使用
- ⑦ IVH
- ⑧ 経口摂取（全介助）
- ⑨ 経管（経鼻・胃ろう含む。）
- ⑩ 腸ろう・腸管栄養
- ⑪ 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- ⑫ 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上

⑬ 継続する透析（腹膜灌（かん）流を含む。）

⑭ 定期導尿3回／日以上

⑮ 人工肛門

⑯ 体位交換6回／日以上

〔見直し後〕

イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

（1）利用定員が20人以下 28単位／日

（2）利用定員が21人以上40人以下 19単位／日

（3）利用定員が41人以上60人以下 11単位／日

（4）利用定員が61人以上80人以下 8単位／日

（5）利用定員が81人以上 6単位／日

ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

（1）利用定員が20人以下 56単位／日

（2）利用定員が21人以上40人以下 38単位／日

（3）利用定員が41人以上60人以下 22単位／日

（4）利用定員が61人以上80人以下 16単位／日

（5）利用定員が81人以上 12単位／日

ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）

※ 看護職員が常勤換算で3人以上配置されている場合。

（1）利用定員が20人以下 84単位／日

（2）利用定員が21人以上40人以下 57単位／日

（3）利用定員が41人以上60人以下 33単位／日

（4）利用定員が61人以上80人以下 24単位／日

（5）利用定員が81人以上 18単位／日

※判定スコアの項目

① 人工呼吸器（非侵襲的陽圧換気療法、NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）

② 気管切開

③ 鼻咽頭エアウェイ

④ 酸素療法

⑤ 吸引（口鼻腔・気管内吸引）

⑥ 利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入

⑦ 経管栄養（経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻、経鼻胃管、胃瘻、持続経管注入ポンプ使用）

⑧ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）

⑨ その他の注射管理（皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用）

⑩ 血糖測定（利用時間中の観血的血糖測定器、埋め込み式血糖測定器による血糖測定）

⑪ 継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）

⑫ 排尿管理（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）

⑬ 排便管理（消化管ストーマ、利用時間中の排便・洗腸、利用時間中の浣腸）

⑭ 痙攣時の管理（坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など）

② 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する。

- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。
- ・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合（当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合）であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現行]

重度障害者支援加算

- (一) 体制を整えた場合 7単位/日
- (二) 支援を行った場合 180単位/日

※ (二) について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は+700単位/日
 ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 50単位/日

※ 人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

- (一) 体制を整えた場合 7単位/日
- (二) 支援を行った場合 180単位/日

※ (二) について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は+500単位/日
 ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
 ※ イ、ロの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

(3) 短期入所

① 基本報酬の見直し

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

② 医療型短期入所の対象者要件の見直し

- ・ 医療型短期入所の報酬算定を行うための対象者要件について、福祉型（強化）短期入所事業所では対応が困難な、高度な医療的ケアが必要であって強度行動障害により常時介護を必要とする障害児者や医療的ケア児判定スコアが16点以上の障害児等を加える。

③ 医療的ケア児者の受入体制の強化（特別重度支援加算の見直し）

- ・ 医療型短期入所事業所の整備促進を図り、医療度の高い利用者に対する支援を強化する観点から、特別重度支援加算の算定要件を見直すとともに、加算を細分化し利用者の状態像に応じて評価する。

(Ⅱ) 施設系・居住系サービス

(1) 施設入所支援

① 口腔衛生管理の充実

- ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

《口腔衛生管理体制加算【新設】》 30 単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

《口腔衛生管理加算【新設】》 90 単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

② 摂食・嚥下機能支援の充実

- ・ 経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

《経口移行加算の要件の見直し》

[現行]

1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

(略)

[見直し後]

1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(略)

《経口維持加算の見直し》

[現行]

イ 経口維持加算（Ⅰ） 28 単位／日

※ 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算（Ⅱ） 5 単位／日

※ 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

[見直し後]

イ 経口維持加算（Ⅰ） 400 単位／月

※ 指定障害者支援施設等において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

ロ 経口維持加算（Ⅱ） 100 単位／月

※ 協力歯科医療機関を定めている障害者支援施設等が、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。

《療養食加算の要件の見直し》

[現行]

注 栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

[見直し後]

注 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 重度障害者支援加算の見直し

- ・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適應するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現行]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28 単位/日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7 単位/日

（二）支援を行った場合 180 単位/日

※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内は+700 単位/日

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28 単位/日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（一）体制を整えた場合 7 単位/日

（二）支援を行った場合 180 単位/日

※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内は+500 単位/日

(2) 共同生活援助

① 基本報酬の見直し

- ・ 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。
- ・ 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

→「障害福祉サービス費等の報酬算定構造について」77ページ参照

② 重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

《重度障害者支援加算の見直し》

[現行]

重度障害者支援加算 360 単位/日

[見直し後]

イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360 単位/日

ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180 単位/日（※）

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配

② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

③ 医療的ケアが必要な利用者への支援の評価

- ・ 短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120 単位/日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（I）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

④ 強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

《強度行動障害者体験利用加算【新設】》 400 単位/日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

② 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者

- ・ 強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
- ・ 行動援護従業者養成研修

⑤ 夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ 夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援業務の実態を踏まえ、入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直す。
- ・ 手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤又は宿直の職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に評価する加算を創設する。
- ・ 現行の加算額は、支援対象者の人数が8人以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる事例が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに加算の単位数を設定する。

《夜間支援等体制加算の見直し》

→「夜間支援等体制加算の見直しについて」84ページ参照

⑥ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・ 令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

(3) 自立生活援助

① 基本報酬の対象者の見直し

・ 現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（I））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

《基本報酬の対象者の見直し》

[現行]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位/月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

[見直し後]

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位/月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位/月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

② 人員基準の緩和

・ 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》

[現行]

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

[見直し後]

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

③ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

・ 標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》

[現行]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

[見直し後]

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

④ 同行支援加算の見直し

・ 同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》

[現行]

- ・ (回数に関わらず)外出を伴う支援を行った場合 500 単位/月

[見直し後]

- ・ 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500 単位/月
- ・ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750 単位/月
- ・ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000 単位/月

⑤ 精神保健医療と福祉の連携の促進

・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100 単位/回（月1回を限度）

⑥ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35 単位/月（体制加算）

※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- （1）居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- （2）月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500 単位/回（月1回を限度）

(3) ピアサポートの専門性の評価

- ・ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100 単位/月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

（1）地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で 0.5 人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

（2）（1）の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。

（3）（1）の者を配置していることを公表していること。

(Ⅲ) 就労系サービス

(1) 就労系サービスにおける共通事項

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

- ・令和 3 年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和 2 年度の実績を用いないことも可能（就労継続支援は平成 30 年度実績を用いることも可能）とする。また、令和 4 年度以降の取扱いは、今後の状況を踏まえ、改めて対応を検討する。

《令和 3 年度の報酬算定に係る実績の算出》

[就労移行支援]

次のいずれか 2 力年度間の実績で評価

(Ⅰ) 令和元年度及び令和 2 年度

(Ⅱ) 平成 30 年度及び令和元年度

[就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

(Ⅰ) 平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度（3 年間）

(Ⅱ) 平成 30 年度及び令和元年度（2 年間）

[就労継続支援 A 型]

スコア方式の項目のうち、「1 日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

(Ⅰ) 平成 30 年度

(Ⅱ) 令和元年度

(Ⅲ) 令和 2 年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価

〔就労継続支援B型〕※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合
次のいずれかの年度の実績で評価

（Ⅰ）平成30年度

（Ⅱ）令和元年度

（Ⅲ）令和2年度

② 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ・ 在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

〔現行〕

（利用者要件）

通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者。

（事業所要件）

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

〔見直し後〕

（利用者要件）

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

（事業所要件）

※ 岡山市では、令和3年4月1日から在宅就労を希望する場合は、支給決定が必要となります。

ア～エ 現行と同じ

オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ 現行と同じ

（その他）

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能

- ③ 一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向けた施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）
- ・ 施設外就労に係る加算（※）を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
 - （※） 施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ）
 - ・ 施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

（2）就労移行支援

① 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

- ・ 一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- ・ 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。
- ※ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所については、従前と同様に前年度の実績により算定する。

《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》

〔現行〕

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

〔見直し後〕

前年度及び前々年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合

② アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》 583 単位／回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

③ 人員基準の柔軟化

- ・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

《人員基準の見直し》

[現行]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。うち、1人以上は常勤でなければならない。

[見直し後]

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

④ 実態を踏まえた一般就労の範囲の検討

- 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労移行支援の利用を経て一般就労した際のその一般就労の範囲については、実態として様々な雇用・勤務形態や労働時間数・日数において実際に働くことを実現した障害者がいることなどを踏まえ、現時点においては、雇用形態等による線引きはせず、引き続き雇用契約の有無をもって判断する。

(3) 就労定着支援

① 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》

[現行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

[見直し後]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

② 基本報酬の支給要件の見直し

- 現在の支給要件としている「利用者との対面による1月1回（以上）の支援」について、実際の支援内容は多岐にわたり、個別性が高いものであること等を踏まえ、今後は、どのような支援を実施したか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者間で月1回共有することを要件とする。

《基本報酬の算定要件の見直し》

〔現行〕

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

〔見直し後〕

利用者及び当該利用者が雇用されている通常の事業所の事業主等に対し、支援内容を記載した報告書を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

③ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

《関係機関等との連携強化に係る加算の見直し》

〔現行〕

企業連携等調整特別加算 240 単位/月

就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

〔見直し後〕

定着支援連携促進加算【新設】 579 単位/回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

④ 対面での支援の要件緩和

- ・ 運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

《対面支援要件の緩和（運営基準の見直し）》

〔現行〕

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行う。

〔見直し後〕

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

⑤ 就労定着支援事業による支援の円滑な開始の促進

- ・ 就職後6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の（努力）義務の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図る旨を就労移行支援事業所等の運営基準に規定する（※）。

(※) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び生活介護の運営基準の見直し

(4) 就労継続支援A型

① 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ・ 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

→ 「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」81ページ参照

② 基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

③ 一般就労への移行の促進

- ・ 障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現行]

イ 福祉専門職員配置等加算（I） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

〔見直し後〕

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

□ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位／日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

④ 最低賃金減額特例について

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた、最低賃金減額特例については、実態として、約9割の事業所において適用者がおらず、また、過去に適用者が3人以上いた事業所においても一般就労への移行者を多く出していることから、今回の報酬改定においては特段対応しないこととする。

⑤ 就労継続支援A型における送迎加算の取扱い（一部再掲）

- ・ 平成30年度報酬改定において引き続き検討する事項とされていた就労継続支援A型の送迎加算について、実態として、送迎の理由は「公共交通機関がない等地域の実情」や「重度障害などの障害特性」などのやむを得ない事情が多く、多くの事業所において送迎の必要性を一律ではなく個別に判断していることを踏まえ、現行の枠組みは維持する。
- ・ その上で、就労継続支援A型が利用者と雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであるということを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知する。

(5) 就労継続支援B型

① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・ 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じた評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

※ 基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。

《報酬体系の類型化》

〔現行〕

「平均工賃月額」に応じた報酬体系
(就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）)

〔見直し後〕

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

(就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）)

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

(就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）、（Ⅳ）)

- ② 「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬及び基本報酬の区分の見直し
- ・ 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
 - ・ 現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直し、8段階の区分とする。

《基本報酬区分の見直し》

[現行]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[見直し後]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

- ③ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- ・ 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

《地域協働加算【新設】》 30単位/日

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

④ 一般就労への移行の促進

- ・ 「平均工賃月額」に応じた報酬体系においては、障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

- ・ 就労移行支援と同様に、就労継続支援についても、一般就労への移行の更なる促進を見込み、作業療法士を福祉専門職員配置等加算における有資格者として新たに評価する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000 単位

就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいる場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

[現行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

【引用】

厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会 令和3年3月12日

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.htm

2 令和2年度実地指導等における主な指摘事項及び誤った事例

(I) 運営基準に関すること

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

主な指摘事項

- 重要事項説明書、利用契約書の日付の記入漏れ、旧法律名の使用及び運営規程との不一致があるまま利用者に交付されていた。
- 利用契約書が利用者と法人の間で締結されておらず、事業所の名称、管理者等で契約されていた。
- 重要事項説明書の記名押印欄のみ保管しており、本文を合わせて保管していなかった。
- 重要事項説明書に、第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 重要事項説明書、利用契約書をよく読み、運営規程や運営形態と合っているか、用語が現行制度や事業所の指定内容と合っているか、利用者が受けようとするサービスをきちんと説明した内容になっているかを、事業者の視点・利用者の視点から、入念に確認すること。
(特に、職員数等の設置状況、営業時間、サービス提供時間、記録の保存期間の誤りが多く見受けられます。)
- 利用契約書の空欄は、後にトラブルの元になることもあり得るので、きちんと記入するか、取消し線を入れるなどすること。
- 契約期間は、受給者証に記載されている支給決定期間（認定有効期間ではありません。）の範囲内とすること。
- 利用契約期間の自動更新規定は、必ず記載しなければならないものではありませんが、契約更新の都度、利用契約書を作成するのでなければ、自動更新規定は設けること。
例：「前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費（又は介護給付費）の支給が決定されたときは、その決定された期間、本契約は更新するものとします。」
- 利用契約書の記名押印は、契約当事者である法人の名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- 重要事項説明書は（何を説明したか残るよう）利用者と同一の文書を保管すること。
- 利用申込者への説明に使用する文書には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。

(2) 契約支給量の報告等

主な指摘事項

- 利用契約をした際に、受給者証記載事項その他必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し、報告していなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- ・利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し遅滞なく報告することとした。(岡山市の場合、92ページ「契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書」にて報告すること。)

(3) サービスの提供の記録

主な指摘事項

- 提供したサービスの具体的な内容の記録がなかった。
- サービスを利用したことについて、利用者の確認を受けていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- ・支援の内容については、その日どのようなサービス提供を行ったかを具体的に記録すること。(サービス提供日、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録することが必要です。)
- ・サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けること。

(4) 介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等

主な指摘事項

- 市町村から介護給付費等を支給された際に、利用者に対しその額を通知していなかった。
- 報酬請求のみで、まだ受領していないのに通知を行っていた。

【主な指摘事項に対する改善】

- ・法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者負担の有無にかかわらず、利用者に対しその額を通知すること。

※ 通知の時期は、当該給付費を受領した時点(通常は、利用月の2か月後の15日以降)となりますので、ご注意ください。

また、通知は、書面を利用者に交付して行ってください。

(5) 個別支援計画の作成等

主な指摘事項

- アセスメント及び支援内容に基づき、サービスを提供する上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成していなかった。
- 個別支援計画原案の内容について、担当者会議を開催していなかった。
- 新規利用契約時に、当該利用者の個別支援計画がサービス提供日までに作成されていなかった。
- 個別支援計画の見直しが、適切な期間に1回以上行われていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 個別支援計画の原案を作成した上で、個別支援計画の作成に係る担当者等の会議を開催し、当該計画の原案の内容について意見を求めること。また、担当者会議については記録を残すよう努めること。

個別支援計画の見直し必要時期

共同生活援助、療養介護、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、施設入所支援	少なくとも6か月以内に1回以上
自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助	少なくとも3か月以内に1回以上

個別支援計画は、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて作成されるもので、これに基づいて、サービスの提供が行われるべき非常に大切なものです！

(6-1) 従業員からの誓約書(秘密保持について)

主な指摘事項

- 従業員から秘密保持の誓約書を取っていないかった。また、当該誓約書に不備があった。(「退職後も含めて」という記載がない等。)

【主な指摘事項に対する改善】

- 従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書を締結するなどの必要な措置を講じること。
また、退職後も秘密保持義務は恒久的に継続するので、「退職後〇〇年」との期限は設けないこと。
- 管理者以下、常勤、非常勤等を問わず、全員に対して必要な措置を講じること。

(6-2) 利用者からの個人情報提供同意書(秘密保持について)

主な指摘事項

- 個人情報提供同意書に家族の同意をもらっていないかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- サービス担当者会議や相談支援事業所とのやり取り等、他の事業者利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ること。(家族と疎遠などの理由で同意が得られない場合には、同意書にその旨を記載しておくこと。)

(7) 勤務体制の確保等

主な指摘事項

- 医師の勤務実績を記録していないかった。(人員基準上、必要な場合)
- 職員研修計画を作成していないかった。
- 職員研修を実施していないかった。
- 兼務している従業員について、それぞれの職種での勤務時間が不明確だった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 他の人員基準上必要な従業者と同様に、医師も勤務実績を記録すること。
 - 職員研修計画を作成し、その計画に従い職員研修を実施すること。研修に参加できなかった職員についても、回覧するなどして周知を図ること。
- ※ 研修資料、職員への周知、会議録等記録を残すことが望ましい。
- ※ 人権擁護・虐待の防止を目的とした研修を実施すること。

- 全ての従業者について、職種ごとの勤務時間を明確にした勤務予定表・勤務実績を作成し、兼務している従業者がいる場合には、兼務している職種それぞれの勤務時間が分かるように実績を記録しておくこと。

例： 午前中はA事業所で勤務し、午後はB事業所で勤務している場合
A事業所（8：30～12：00）、B事業所（13：00～17：30）
同事業所内で調理員とその他職種（生活支援員等）を兼務している場合
生活支援員（8：30～11：00、13：00～17：30）、
調理員（11：00～12：00）

（8）定員の遵守

主な指摘事項

- | |
|--------------------------------|
| ○ 1日の利用定員を超えて、指定サービスの提供を行っていた。 |
|--------------------------------|

【主な指摘事項に対する改善】

- 事業所が定める利用定員を増員し、変更届を提出することとした。
- ※ 定員超過利用減算の有無にかかわらず、やむを得ない事情（災害、虐待等）が存在しない場合には、定員を遵守する必要があります。
- ※ 就労継続支援A型事業所については、条例第182条（賃金及び工賃）の要件を満たしていない場合、定員の増員はできませんのでご注意ください。

■ 参考条例：第182条第2項、第6項

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない

（9）非常災害対策

主な指摘事項

- | |
|--------------------------------|
| ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画が作成されていなかった。 |
| ○ 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していなかった。 |
| ○ 事業所内の見やすい場所に避難経路等を掲示していなかった。 |

【主な指摘事項に対する改善】

- 洪水時等における利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成すること。

- ・非常災害に備え、消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。
- ・避難経路図を作成し、従業員及び利用者が見やすい場所に掲示すること。

※火災以外にも、事業所（作業所等の事業所外の活動場所を含む。）において、想定される災害の種類に応じて、避難訓練を実施すること。（例：地震・風水害、等）

（10）衛生管理等

主な指摘事項

- | |
|-------------------------------------|
| ○ 流し台や便所の手洗い、洗面所に共有の手拭きタオルが設置されていた。 |
|-------------------------------------|

【主な指摘事項に対する改善】

- ・感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のため、共有される可能性のあるタオルは撤去し、手拭き用のペーパータオルの設置等により対応すること。
- ・従業員が感染源となることを予防すること。（手指洗浄設備や使い捨ての手袋等で感染を予防すること。）

（11）掲示

主な指摘事項

- | |
|---|
| ○ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他、利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項の掲示がされていなかった。 |
|---|

【主な指摘事項に対する改善】

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、その他利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を掲示すること。
- ※ 見やすい場所（利用者の手の届くところ）に、ファイルに綴じて保管でも可能。

（12）情報の提供等

主な指摘事項

- | |
|--|
| ○ 障害福祉サービス等情報公表システムに、事業所情報が登録されていなかった。 |
|--|

【主な指摘事項に対する改善】

- ・障害福祉サービス等情報公表システムに、事業所情報を登録すること。以後は、一年に一度、情報更新すること。

（13）緊急時・事故発生時の対応

主な指摘事項

- | |
|---|
| ○ 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合に、市町村へ報告していなかった。 |
|---|

【主な指摘事項に対する改善】

- 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合には、事故報告書により事業者指導課及び利用者の支給決定市町村担当課（岡山市支給決定利用者は、障害福祉課）に報告すること。（手引き、様式等は、共通編を参照。）
- 施設外支援・施設外就労についても、緊急時の対応ができるような体制の整備が必要。

※ あらかじめ、事故発生時の対応マニュアル等を作成し、職員に周知すること。

（14）工賃の支払い等（就労継続支援B型）

主な指摘事項

- 年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額が利用者に通知されていなかった。
- 工賃規程と実際の工賃の金額、支払い方等が合致していなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 年度ごとに、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。
- 利用者へ十分な説明ができるよう、工賃規程が実態に合うか確認しておくこと。

※ A型利用者（雇用無）及びB型利用者については、利用者の技能に応じて工賃の差別を設けることはできません。（就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年障発第1002003号）参照）

（15）利用者負担額等の受領

主な指摘事項

- 事業者は、サービスを提供した際は、支給決定障害者からサービスの提供に係る利用者負担額の支払を受けること。
- 利用者から提供した便宜に要する費用（食事の提供に要する費用等）の支払いを受けた際に、当該利用者に対し、領収証を交付していなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 利用者負担額が発生する利用者からは、利用者負担額を受領すること。
- 利用者から提供した便宜に要する費用の支払いを受けた場合は、当該利用者に対し、必ず領収証を交付すること。

（16）預り金の状況

主な指摘事項

- 預り金管理について、出納責任者及び出納補助者が選定されていなかった。また、印鑑と通帳が別々に保管されていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 出納責任者及び出納補助者を選定し、印鑑と通帳は別々に保管すること。
(参照) 預り金に関する通知
「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
(平成18年12月6日 障発第1206002号 厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)

預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- ① 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。
- ② 適切な管理が行われていることの確認が、複数の者により常に行える体制で出納事務が行われていること。
- ③ 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。
等が満たされ、適正な出納管理が行われていることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。

(17) 会計の区分

主な指摘事項

- | |
|--|
| ○ 複数の事業を行っている法人の決算書で、指定サービスごとに会計が区分されていなかった。 |
|--|

【主な指摘事項に対する改善】

- 同一法人内で複数の指定サービスを行っている場合、指定サービスごとに会計を区分すること。
(多機能型事業所についても、各サービスごとに区分することが必要。)

※就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業における会計については、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区別することが必要。具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」の定めるところによるものとする。(社会福祉法人を除く。)

詳細については、以下の通知を参照。

- 「「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について(平成25年1月15日社援発0115第1号)」
- 「「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明(平成25年1月15日事務連絡)」

(Ⅱ) 変更の届出等に関すること

変更の届出

主な指摘事項

○ 変更のあった項目について、10日以内に変更届の提出がなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 届け出た内容に変更があったときは、10日以内に届け出ること。
(届出が必要な項目については、共通編参照。)
- ※ その中でも特に、平面図の変更に関する届出の未提出が多いのでご注意ください。
- ◆ 変更届に係る添付書類確認表
岡山市事業者指導課ホームページ 障害者・障害児の事業所はこちらからどうぞ
→ 【障害者】指定・変更関係 → 変更届に係る添付書類確認表

(Ⅲ) 報酬基準に関すること

(1) 短時間利用減算 (生活介護)

主な指摘事項

○ 利用者ごとの平均利用時間を算出していなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 前3月における利用者のうち、平均利用時間が5時間未満の利用者が占める割合が100分の50以上である場合には減算となるため、毎月、減算に該当しないか確認すること。(算出表等の作成)(平成30年4月から新設)
- 具体的な算出方法については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (平成30年3月30日) 問49」を参照。

(2) 福祉専門職員配置等加算

主な指摘事項

○ 福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていたが、届出がされていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていた場合は、速やかに届け出ること。(該当職員の退職や新規福祉専門職員の増員、事業所間での異動 等)

※算定している区分に変更がない場合も、福祉専門職員の配置に変動があった場合は、届出が必要です。

(3) 欠席時対応加算

主な指摘事項

- 欠席時対応加算の対象利用者の状況及び相談援助の内容の記録が不十分だった。
(事例： 本人から「今日は風邪で休みます。」と電話があった。)

【主な指摘事項に対する改善】

- ・ 欠席時対応加算を算定する場合は、事業所の従業者が利用者又はその家族等に対し、電話等により利用者の状況を確認し、引き続き、通所を促すなどの相談援助を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容を記録した場合に算定できるものです。
ついては、利用者の状況、相談援助の内容等を詳しく記録すること。
- ※ 事例に挙がっている「今日は風邪で休みます。」など、相談援助の内容が記録されていないものについては算定できませんのでご注意ください。

【台風などの場合の取扱い】

台風や豪雨などの気象条件により、欠席時対応加算を算定する際に必要な要件

- ・ 事業所は開所しており、受け入れ態勢を整えていること。(事業所が休みの場合は算定不可)
- ・ 事業所からの連絡、相手からの電話の内容など、相談援助の内容を記録していること。

(4) 食事提供体制加算

主な指摘事項

- 対象となる利用者の個別支援計画に当該支援を位置付けていなかった。
- 調理員としての勤務時間と、指導員(支援員)等の勤務時間が明確に区別されていなかった。
- 食事の提供方法が変更になっているが、届出がされていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- ・ 食事提供体制加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置付けること。
- ・ 調理員と指導員(支援員)を兼務する場合には、勤務時間を明確に区別すること。
(調理員としての勤務時間は、常勤換算上、利用者直接支援の時間に入らない。)
- ・ 食事の提供方法(施設内調理を外部委託に変更、外部委託をしている業者を変更 等)が変更になった場合には、速やかに届出をすること。

(5) 施設外就労(就労系事業所)

主な指摘事項

- 施設外就労の内容を含めた個別支援計画が事前に作成されていなかった。
- 施設外就労を行う利用者について、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこととなっているが、達成度の評価日が確認できなかった。
- 施設外就労を行うに当たって、適切な職員配置がされていなかった。

【主な指摘事項に対する改善】

- 施設外就労の内容を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- 施設外就労に従事している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う必要がある。また、当該評価を行った評価日が確認できるよう、別に評価表を作成するなど記録を残すこと。

（主な要件まとめ）

	施設外就労
当該支援を実施する職員の要否	要
報酬算定の対象となる支援の主な要件	① 施設外就労を行うユニットについては、当該施設外就労を行う日の1ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。 ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。 ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ④ 緊急時の対応ができること。 ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。 ⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、施設外就労先又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 （施設外就労利用者と同数以内）
本体施設利用者の増員	可
施設外でのサービス提供期間期限	無

※ その他、施設外就労については、必要な要件を確認して実施すること。（93ページ）
 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
 （平成19年4月2日 障発第0402001号）

（6）施設外支援（就労系事業所）

主な指摘事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設外支援の内容を含めた個別支援計画が事前に作成されていなかった。 ○ 施設外支援について、1週間ごとに個別支援計画の見直しを行っていなかった。 |
|---|

【主な指摘事項に対する改善】

- ・施設外支援の内容が事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。

(主な要件まとめ)

	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の主な要件	① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。 ② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行が認められること。 ③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。 ④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。
本措置による報酬算定対象	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	不可
施設外でのサービス提供期間期限	年間180日を限度(特例あり)

- ※ その他、施設外支援については、必要な要件を確認して実施すること。
「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」
(平成19年4月2日 障発第0402001号)

(7) 福祉・介護職員処遇改善加算

主な指摘事項

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、職員への周知が不十分だった。

【主な指摘事項に対する改善】

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書については、全ての福祉・介護職員に対し、文書等(文書通知・回覧・掲示・メールによる通知)により周知し、当該周知の記録を残しておくこと。

(参考)

平成24年8月31日付け厚生労働省Q&A

(問13) 賃金改善等の処遇改善計画の福祉・介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

(答) 賃金改善計画等の周知については、全従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

※ どの加算についても、要件を満たしていないことが判明した場合、過誤調整をしていただく場合がありますので、各事業所で算定している加算についてはよく要件をご確認の上、算定していただくよう、ご注意ください。

(Ⅳ) 報酬基準に関すること（減算について）

(1) サービス提供職員欠如減算

主な指摘事項

○ 指定基準の規定により配置すべきサービス提供職員が配置されていない。

【主な指摘事項に対する改善】

- 速やかに必要職員を配置すること。また、減算に該当する場合には、速やかに減算の届出を提出すること。

※指定基準の規定に定める人員基準を満たしていない場合、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲内で減少した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の70%を算定する。

また、減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の50%を算定する。

■ 留意事項通知 第二 1の(8) 参照

(2) サービス管理責任者欠如減算

主な指摘事項

○ 指定基準の規定により配置すべきサービス管理責任者が配置されていない。

【主な指摘事項に対する改善】

- 速やかに必要職員を配置すること。また、減算に該当する場合には、速やかに減算の届出を提出すること。

※指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員欠如が解消されるに至った月まで、所定単位数の50%を算定する。

■ 留意事項通知 第二 1の(8) 参照

著しい人員欠如が継続する場合には、従業員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導することとなります。

また、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討することとなります。

3 人員配置基準等の見直しについて

各サービスにおいて、従業者の配置基準の根拠となる「利用者の数」については、前年度の利用者数の平均値とすることになっていますが（短期入所を除く）、新規に指定を受ける場合・定員を変更した場合等は、推定数によることとなっています。（解釈通知の第二の2の（5）の①、②）

推定数を用いる期間は、新規指定・定員増をしたのか、定員減をしたのかによって変わってきますが、推定数を用いる期間が終了した後、10日以内に人員配置見直しに係る申出書を提出する必要があります。

それぞれの推定数を用いる期間は、下記の図を参照してください。

※ 年度内に定員変更がない場合は、4月に当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度)の自主点検を行うこと。（提出不要ですが、書類の保管は必要です。）

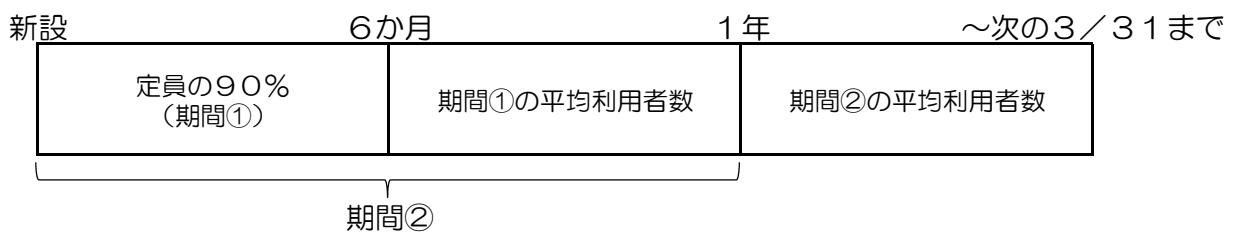
算出例

対象期間：令和2年4月 ～ 令和3年3月

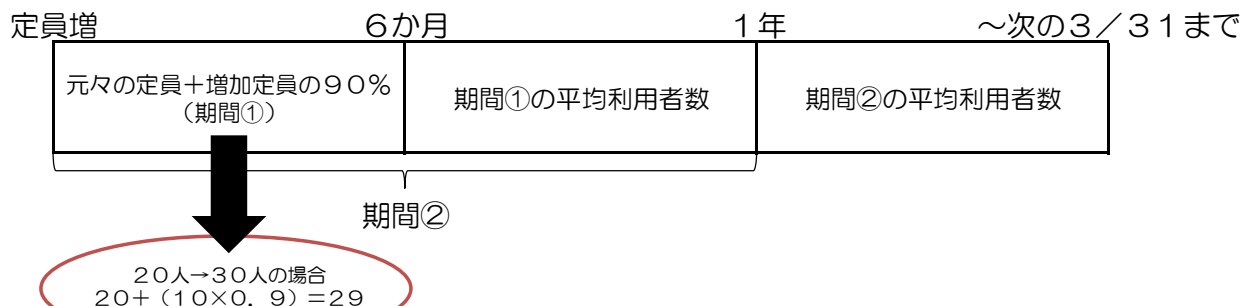
延べ利用者数 (A)	開所日数 (B)	平均利用者数 (A/B)
4100	264	15.6

↑算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる

○ 新規指定の場合



○ 定員増の場合



○ 定員減の場合

定員減	3か月	～次の3/31まで	～次の3/31まで
減員後の定員 (期間①)	期間①の平均利用者数	前年度の平均利用者数 (※)	

※ 前年度に定員減少前の期間がある場合は、当該期間を除く期間の平均値を用いる。

※ どの場合においても、新たに定員変更がない場合、推定数を用いた次年度の4月からは、前年度1年間の実際の利用者数の平均値に基づいて人員配置を行う。

解釈通知から抜粋

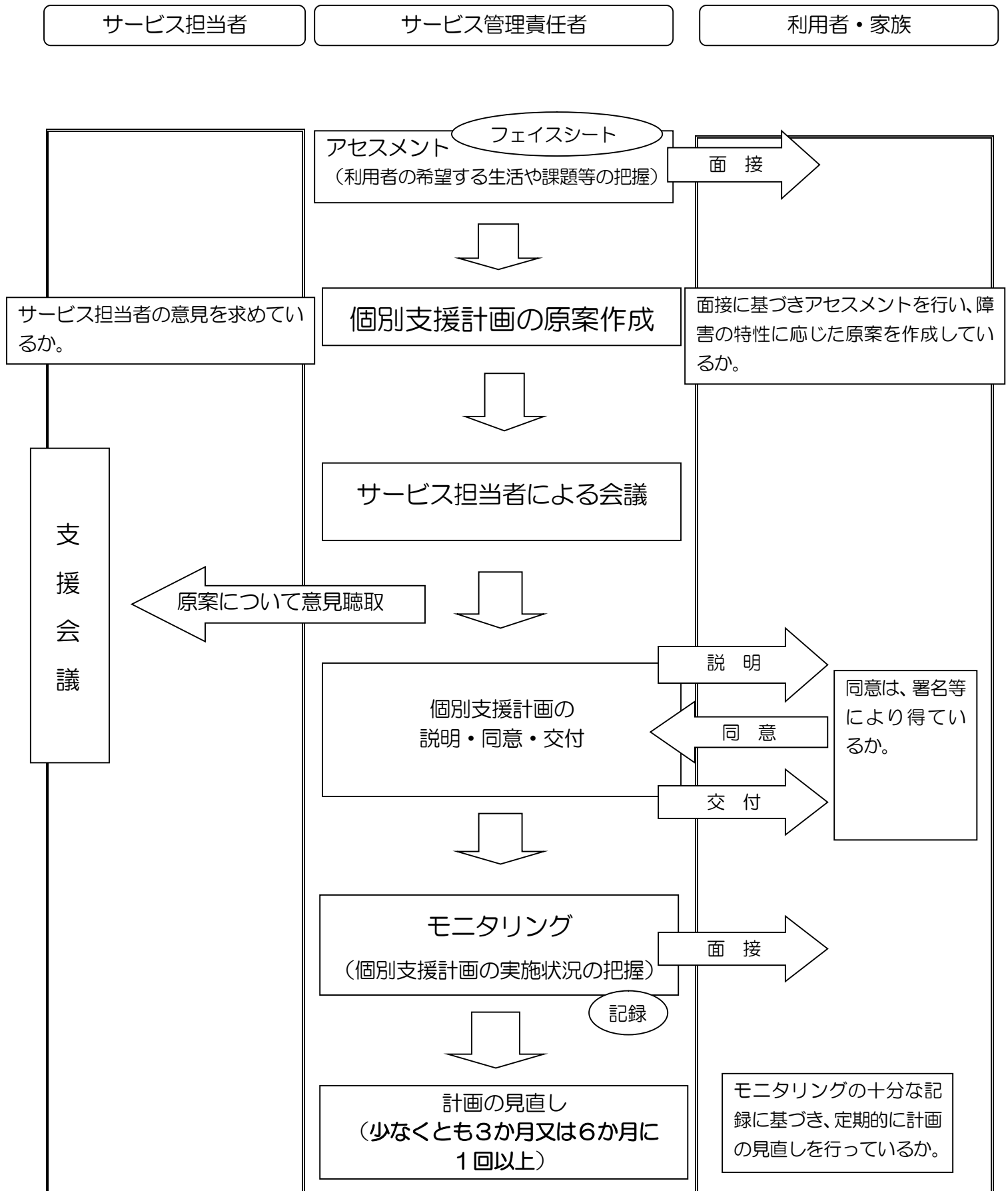
● 就労定着支援

新たに就労定着支援の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。

● 自立生活援助

新たに自立生活援助の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とする。また、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12月で除して得た数とする。

4 個別支援計画の作成について（個別支援計画作成手順）



5 サービス管理責任者の研修制度の改定について

令和元年度から、サービス管理責任者及び児童発達管理責任者の研修制度が変わっています。

資料「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度の改定について」94ページを確認の上、研修の計画的な受講をよろしくお願いいたします。

(研修についての不明な点・お問い合わせは、個別に岡山県障害福祉課まで。)

6 障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドラインについて

障害者差別解消法には、障害の有無で分け隔てられないように取り組むべき措置を定めた合理的配慮の規定があります。

詳細については、資料「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」101ページをご確認ください。



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
居宅介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
重度訪問介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
同行援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
行動援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
療養介護	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上			1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	特例対象 (※5)	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					人員配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
介護給付費 生活介護		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(1.7:1) 2. II型(2:1) 3. III型(2.5:1) 4. IV型(3:1) 5. V型(3.5:1) 6. VI型(4:1) 7. VII型(4.5:1) 8. VIII型(5:1) 9. IX型(5.5:1) 10. X型(6:1)	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分 (※6)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					短時間利用減算	1. なし 2. あり	
					大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上	
					医師配置	1. なし 2. あり	
					人員配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅱ体制	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
主たる事業所サービス種類1 (※7)	サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
サービス管理責任者配置等 (※8)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
短期入所					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					大規模減算	1. なし 2. あり	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり	
					単独型加算	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算(※6)	1. なし 2. あり	
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
					主たる事業所サービス種類1(※7)	サービス種類コード()	
					主たる事業所施設区分(※9)	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
福祉専門職員配置等(※8)	1. なし 2. I 3. II						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
重度障害者等包括支援					送迎体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
施設入所支援	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置	
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援I体制 (重度)	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援II体制	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					夜間看護体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					口腔衛生管理体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)	
					訪問訓練	1. なし 2. あり	
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり	
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
主たる事業所サービス種類1(※7)	サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
サービス管理責任者配置等(※8)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
就労移行支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
					就労定着率区分(※108)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					就労支援関係研修了	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制(1)	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II						
主たる事業所サービス種類1-(※7)-	サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
就労継続支援A型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均労働時間区分(※10)	1. 1日の平均労働時間が7時間以上 2. 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3. 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4. 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 5. 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 6. 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 7. 1日の平均労働時間が2時間未満 8. なし(経過措置対象)	
					評価点区分(※8)	1. 評価スコア点が170点以上の場合 2. 評価スコア点が150点以上170点未満の場合 3. 評価スコア点が130点以上150点未満の場合 4. 評価スコア点が105点以上130点未満の場合 5. 評価スコア点が80点以上105点未満の場合 6. 評価スコア点が60点以上80点未満の場合 7. 評価スコア点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()	
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額()円 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
主たる事業所サービス種類1(※7)	サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

訓練等給付

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均工賃月額区分(※108)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()	
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV(キャリアパス要件を満たさない) 4. IV(職場環境等要件を満たさない) 5. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
					主たる事業所サービス種類1(※7)	サービス種類コード()	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上	
就労定着支援					就労定着率区分	<ul style="list-style-type: none"> 1. 就労定着率が9割以上 2. 就労定着率が8割以上9割未満 3. 就労定着率が7割以上8割未満 4. 就労定着率が6割以上7割未満 5. 就労定着率が5割以上6割未満 6. 就労定着率が4割以上5割未満 7. 就労定着率が4割未満 	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					就労定着実績	1. なし 2. あり	
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
共同生活援助				1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1) 1 1. 日中支援I型 (3:1) 1 2. 日中支援II型 (4:1) 1 3. 日中支援III型 (5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					大規模住居 (※149)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上 (一体的な運営が行われている場合)	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI	
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置 (※4210)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算 (※VII)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分 (※3)	1. III (キャリアパス要件 (I又はII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. IV (キャリアパス要件を満たさない) 4. IV (職場環境等要件を満たさない) 5. II (キャリアパス要件 (I及びII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分		
地域相談支援					施設区分	1, I 2, II 1, II 2, III 3, I	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
地域定着支援					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
相談支援 計画相談支援					相談支援特定事業所 相談支援機能強化型体制	1, なし 2, III 3, I 4, II 5, IV 1. なし 2. II 4. I 5. III 6. IV	
					行動障害支援体制	1. なし 2. あり	
					要医療児者支援体制	1. なし 2. あり	
					精神障害者支援体制	1. なし 2. あり	
					主任相談支援専門員配置	1. なし 2. あり	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。

ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
 生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
 施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算
 就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
 就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。
 生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。
 就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。

※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
 障害者支援施設における日中活動系サービスの場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1. I」を設定する。また、短期入所について、併設型・空床利用型を指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)または指定宿泊型自立訓練事業所以外において行った場合、若しくは単独型事業所において行った場合、加算率の区分が無いものの便宜上「1. I」を設定する。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日
※5	18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。					
※6	「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。					
※7	「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象または福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については、指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を含む)において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定する。					
※87	「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。					
※9	「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象または福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、「2:外部サービス利用型」または「3:日中サービス支援型」を設定する。					
※108	就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度令和3年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。 就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。					
※119	「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。					
※1210	「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。					

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

令和3年度見直し箇所

赤字

《サービス抜粋》

目次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過の施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	41
障害児相談支援給付費	42
地域相談支援給付費（地域移行支援）	43
地域相談支援給付費（地域定着支援）	44
福祉型障害児入所施設給付費	45
医療型障害児入所施設給付費	49
児童発達支援給付費	51
医療型児童発達支援給付費	59
放課後等デイサービス給付費	60
居宅訪問型児童発達支援給付費	66
保育所等訪問支援給付費	67

○療養介護サービス費

基本部分			注	注					
			地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(965単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 定員41人以上60人以下	(939単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(891単位)						
		(四) 定員81人以上	(853単位)						
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(703単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(667単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(619単位)						
		(四) 定員81人以上	(589単位)						
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(556単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(527単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(497単位)						
		(四) 定員81人以上	(475単位)						
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(445単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)						
		(四) 定員81人以上	(361単位)						
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(445単位)						
		(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)						
		(四) 定員81人以上	(361単位)						
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(902単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	
		(二) 定員41人以上60人以下	(902単位)						
		(三) 定員61人以上80人以下	(873単位)						
		(四) 定員81人以上	(838単位)						
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。									
地域移行加算 (入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)									
人員配置体制加算 イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1) (1) 定員61人以上80人以下 (1日につき6単位を加算) (2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算) ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1) (1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算) (3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算) (4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)									
福祉・介護職員処遇改善加算			イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×64/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×47/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×26/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)	×965/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×5/1,000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×21/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1,000)			注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						

○生活介護サービス費

基本部分		注		注		注		注		注				
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	短所利用減算	定員8人以上の事業所の場合	医師配置が無い場合	身体拘束後未実施減算	サービス管理責任者配置等加算		
イ 生活介護サービス費	(1) 定員20人以下	(一) 区分6 (1,288単位)	×965/1,000	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×50/100	開所時間が48時間未満 ×50/100	利用時間が5割未満の利用者が全利用者の50%以上 ×70/100	×991/1,000	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算			
		(二) 区分5 (964単位)												
		(三) 区分4 (699単位)												
		(四) 区分3 (599単位)												
		(五) 区分2以下 (546単位)												
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1,147単位)												
		(二) 区分5 (853単位)												
		(三) 区分4 (585単位)												
		(四) 区分3 (524単位)												
		(五) 区分2以下 (476単位)												
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1,108単位)													
	(二) 区分5 (820単位)													
	(三) 区分4 (592単位)													
	(四) 区分3 (496単位)													
	(五) 区分2以下 (453単位)													
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1,052単位)													
	(二) 区分5 (785単位)													
	(三) 区分4 (543単位)													
	(四) 区分3 (487単位)													
	(五) 区分2以下 (439単位)													
(5) 定員81人以上	(一) 区分6 (1,039単位)													
	(二) 区分5 (774単位)													
	(三) 区分4 (541単位)													
	(四) 区分3 (484単位)													
	(五) 区分2以下 (434単位)													
ロ 共生型生活介護サービス費		(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (693単位)												
		(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (854単位)												
ハ 基準該当生活介護サービス費		(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (693単位)												
		(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (854単位)												
ニ 経過的生活介護サービス費		(別表のとおり)												
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。														
人員配置体制加算		イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(一) 定員20人以下 (1日につき265単位を加算)	×965/1,000										
		(1.7.1)	(二) 定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)											
			(三) 定員61人以上 (1日につき197単位を加算)											
		ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(一) 定員20人以下 (1日につき161単位を加算)											
		(2.1)	(二) 定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)											
			(三) 定員61人以上 (1日につき125単位を加算)											
		ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(一) 定員20人以下 (1日につき91単位を加算)											
		(2.5.1)	(二) 定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)											
			(三) 定員61人以上 (1日につき33単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)												
		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)												
		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)												
常勤看護職員等配置加算		イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)		(一) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算)										
				(二) 定員21人以上40人以下 (1日につき19単位を加算)										
				(三) 定員41人以上60人以下 (1日につき11単位を加算)										
				(四) 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算)										
				(五) 定員81人以上 (1日につき6単位を加算)										
				ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)		(一) 定員20人以下 (1日につき56単位を加算)								
					(二) 定員21人以上40人以下 (1日につき38単位を加算)									
					(三) 定員41人以上60人以下 (1日につき22単位を加算)									
					(四) 定員61人以上80人以下 (1日につき16単位を加算)									
					(五) 定員81人以上 (1日につき12単位を加算)									
				ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)		(一) 定員20人以下 (1日につき64単位を加算)								
					(二) 定員21人以上40人以下 (1日につき57単位を加算)									
					(三) 定員41人以上60人以下 (1日につき33単位を加算)									
					(四) 定員61人以上80人以下 (1日につき24単位を加算)									
					(五) 定員81人以上 (1日につき18単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)												
初期加算		(1日につき30単位を加算)												
訪問支援特別加算 (月2回を限度)		(1) 1時間未満 (1回につき167単位を加算)												
		(2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)												
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)												
重度障害者支援加算		イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算)												
		ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)												
		注 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位												
リハビリテーション加算		イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算)												
		ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)												
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)												
延長支援加算		(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)												
		(2) 1時間以上 (1日につき92単位を加算)												
送迎加算		イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)												
		ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)												

注1 一定の条件を満たす場合 +28単位
注2 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	

就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×44/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、中について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×32/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×18/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×6/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
-----------------	------------------------	---

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×14/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×13/1,000)	

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (903単位)
		(二) 区分5 (767単位)
		(三) 区分4 (634単位)
		(四) 区分3 (570単位)
		(五) 区分1・2 (498単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (589単位)
		(二) 区分5 (516単位)
		(三) 区分4 (311単位)
		(四) 区分3 (235単位)
		(五) 区分1・2 (169単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (767単位)
		(二) 区分2 (602単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (516単位)
		(二) 区分2 (273単位)
		(三) 区分1 (169単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,104単位)
		(二) 区分5 (969単位)
		(三) 区分4 (835単位)
		(四) 区分3 (772単位)
		(五) 区分1・2 (700単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (791単位)
		(二) 区分5 (719単位)
		(三) 区分4 (513単位)
		(四) 区分3 (438単位)
(五) 区分1・2 (370単位)		
(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (969単位)	
	(二) 区分2 (804単位)	
	(三) 区分1 (700単位)	
(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (719単位)	
	(二) 区分2 (475単位)	
	(三) 区分1 (370単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (3,010単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,762単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,747単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,835単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,636単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,646単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,070単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,943単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,266単位)	
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (767単位)	
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (235単位)	
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (965単位)	
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (436単位)	
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (767単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (235単位)	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。		
短期利用加算	(1日につき30単位を加算)	
常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二)定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算) (三)定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)	
医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)	
重度障害児・障害者対応支援加算	(1日につき30単位を加算)	
重度障害者支援加算	(1日につき50単位を加算)	
単独型加算	(1日につき320単位を加算)	
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人 (1日につき960単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき600単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1)利用者が1人 (1日につき2,000単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算)
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき500単位を加算)
	チ 医療連携体制加算(Ⅷ)	(1日につき100単位を加算)
	リ 医療連携体制加算(Ⅸ)	(1日につき39単位を加算)
	栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算	地域生活支援拠点等の場合
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算
				(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算	
				(Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算	

注 一定の条件を満たす場合 +10単位	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 一定の条件を満たす場合 +100単位	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
	注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算		(1日につき48単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき270単位を加算)
定員超過特例加算		(1日につき50単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき610単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき297単位を加算)
	ハ 特別重度支援加算(Ⅲ)	(1日につき120単位を加算)
送迎加算		(片道につき186単位を加算)
日中活動支援加算		(1日につき200単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×86/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×63/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×35/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×9/1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		(1月につき 所定単位×21/1,000)

注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。
注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注										
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算					
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (459単位) (2) 区分5 (387単位) (3) 区分4 (312単位) (4) 区分3 (236単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (171単位)	×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
ロ 定員41人以上80人以下	(1) 区分6 (360単位) (2) 区分5 (301単位) (3) 区分4 (239単位) (4) 区分3 (188単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (149単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算						
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (299単位) (2) 区分5 (251単位) (3) 区分4 (201単位) (4) 区分3 (165単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (135単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算						
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位) (2) 区分5 (226単位) (3) 区分4 (181単位) (4) 区分3 (149単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (128単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算						
ホ 経過施設入所支援サービス費 (別表のとおり) ※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。													
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)					×965/1,000							
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)					注 一定の条件を満たす場合 +22単位			注 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位				
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)												
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)												
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)												
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)					×965/1,000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定						
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)												
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)												
体験宿泊支援加算	(1日につき120単位を加算)												
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)												
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)												
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)												
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)												
口腔衛生管理体制加算	(1月につき30単位を加算)												
口腔衛生管理加算	(1月につき90単位を加算)												
療養加算	(1日につき23単位を加算)												
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×86/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×63/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×35/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき 所定単位×21/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計											

○機能訓練サービス費

基本部分		注		注		注		注	
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合は、又は看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合は、又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合は、	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算	
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (815単位) (2) 定員21人以上40人以下 (728単位) (3) 定員41人以上60人以下 (692単位) (4) 定員61人以上80人以下 (664単位) (5) 定員81人以上 (626単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (255単位) (2) 1時間以上 (584単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)								
ハ 共生型機能訓練サービス費	(717単位)								
ニ 基準該当機能訓練サービス費	(717単位)								
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)								
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)								
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)								
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)				注 同一敷地内の場合 ×70/100単位				
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)				注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)								
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき57単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき14単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき10単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)				注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×27/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの80/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについては、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×8/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×36/1,000)				注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

○生活訓練サービス費

基本部分			注	注	注	注
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (2) 定員21人以上40人以下 (3) 定員41人以上60人以下 (4) 定員61人以上80人以下 (5) 定員81人以上	(748単位) (668単位) (635単位) (610単位) (573単位)	×965/1,000	×70/100	×70/100	×95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (2) 1時間以上 (3) 視覚障害者に対する専門的訓練	(295単位) (584単位) (750単位)	×965/1,000	×70/100		
ホ 共生型生活訓練サービス費		(665単位)	×965/1,000	×70/100		
ヘ 基準該当生活訓練サービス費		(665単位)				1日につき58単位を加算
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)				
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1日につき94単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき32単位を加算) (1日につき93単位を加算) (1日につき125単位を加算) (1)利用者1人 (1日につき600単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき100単位を加算)				注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 差別的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
個別計画訓練支援加算		(1日につき19単位を加算)				
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) ロ 短期滞在加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算) (1日につき115単位を加算)				
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算) (1日につき115単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1日につき150単位を加算)				
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)	(1日につき48単位を加算) (1日につき30単位を加算)				
看護職員配置加算(Ⅰ)		(1日につき18単位を加算)				
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)			注 同一敷地内の場合 ×70/100単位	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)			注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)				
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上60人以下 ニ 定員61人以上80人以下 ホ 定員81人以上	(1日につき54単位を加算) (1日につき24単位を加算) (1日につき13単位を加算) (1日につき9単位を加算) (1日につき7単位を加算)				注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就職し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×67/1,000) (1月につき +所定単位数×49/1,000) (1月につき +所定単位数×27/1,000) (1月につき +ハの80/100) (1月につき +ハの80/100)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位数×8/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×40/1,000) (1月につき +所定単位数×36/1,000)				注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計